

農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する
政令案等についての意見・情報の募集について

令和6年10月
農林水産省経営局・農村振興局

この度、農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令案等について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行に際し、同法による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第三章の二の農業経営発展計画の認定申請手続等の詳細を規定するなど所要の改正を行うもの。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省経営局農地政策課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省経営局農地政策課企画G

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和6年10月17日～令和6年11月15日

(郵送の場合も締切日必着とします。)

6 公示資料

- ・ 政令・省令・告示案の概要